

福島県からのお知らせ 新型コロナウイルス関連情報

世帯や個人の皆さまへ 緊急小口資金等特例貸付について

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

まずは、住民登録されている市町村の社会福祉協議会の窓口にご相談ください。

問 住民登録されている市町村社会福祉協議会または、福島県社会福祉課 ☎024-521-7323

福島県 緊急小口資金等特例貸付 検索

中小・小規模事業者等の皆さまへ 雇用調整助成金について(新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応期間が令和2年4月1日から令和2年12月31日まで適用期間が延長されました。詳しくは下記までお問い合わせください。

問 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 (受付時間:午前9時~午後9時 土日・祝日含む)
福島労働局職業安定部職業対策課 ☎024-529-5409(直通)

厚労省 雇用調整助成金 新型コロナ特例 検索

その他の支援策等についてはHPにガイドブックとしてまとめておりますので、ご活用ください。

福島県 新型コロナ関連情報 ポータル 検索 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

ふくしま Voice

帰還した人、起業した人、
移住してきた人の声を紹介します。

Vol.16 瀧 真琴さん
(浪江町で勤務)



2018年3月、故郷の浪江町にラーメン店をオープンさせました。ここはもともと父が南相馬市で創業した店。その後叔母が営んでいたのですが、年齢の問題や建物の老朽化などもあって2016年に閉店。50年ほど続いていた店だったこともあり、私が引き継ぐことになりました。2017年の避難指示区域の一部解除を受け、移転再開に向けて準備。現在は郡山市に住み、日々通いながら切り盛りしています。

生まれ育った浪江町を思って再開させましたが「お客様は来るのか」「本当に始めてよかったのか」という葛藤もありました。しかし南相馬市時代からのお客様が駆け付けるなど、再開後には多くの方にご来店いただくようになったんです。顔なじみの方がご家族みなさんで来店されたときは本当にうれしかったですね。いまでは地元のみなさんや作業員の方だけでなく、帰省した友人たちも集まる店になりました。

震災から間もなく10年。周囲にはさまざまな環境のもと、帰還された方も迷っている方もいらっしゃいますが、それはそれぞれの考えがあってのことだと思います。私の場合は「故郷で挑戦したい」との思いから店を開くことになりました。この店が少しでも復興の後押しになればと思い、ラーメン作りに励んでいます。

ニンニク香る厨房で調理に励む瀧さん

「ごちそうさま!」の大きな声が響く店内



ご意見・ご感想、お待ちしております!

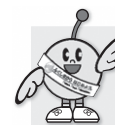
読者の声 vol.81 アンケートの回答

福島の秋といえば?
(風景や文化、食べ物など)

- 霊山の紅葉が素晴らしいです! 里山の風景は心の原風景だと思います。(神奈川県 女性)
- 福島の秋といえば梨です。いわき、相馬、福島産、食べくらべて楽しんでいます。(県内 男性)

記事の感想、
取り上げて
ほしい情報

- 伝承館、ぜひ行ってみたいです。これも一つの復興のあらわれですね。(茨城県 男性)
- 今は新型コロナウイルス関連の情報が一番気になります。ふくしまVoiceのコーナーが好みます。今回は知っている方だったのでうれしかったです。(県内 女性)



ふくしまをもっと
分かってほしい...

バックナンバーもチェック!

福島 今が分かる新聞

検索

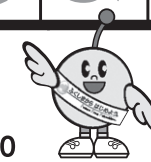


故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの

が分かる

発行：福島県庁
避難者支援課
☎024-523-4250



新聞

vol.82

令和2年11月18日(水) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



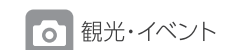
一ノ戸川橋梁 (喜多方市)

一ノ戸川橋梁は磐越西線の喜多方~山都間にある鉄橋。一ノ戸川に架かる長さ445mもの橋となっています。この橋は1908(明治41)年に架けられ、経済産業省の近代化産業遺産にも認定される貴重な歴史的建造物。100年以上の長きにわたり、会津の交通を支えてきました。定期的にSLが運行されており、その通過シーンは往時を彷彿とさせる光景です。SLと色づく木々が、ことしも郷愁の一幕を盛り上げていました。

目次

特集 安心した暮らしに向けた 相談支援について

- 双葉町産業交流センターオープンのお知らせ
- 避難先情報の届出のお願い
- 原子力損害賠償に関する個別相談のご案内



特集

安心した暮らしに向けた 相談支援について



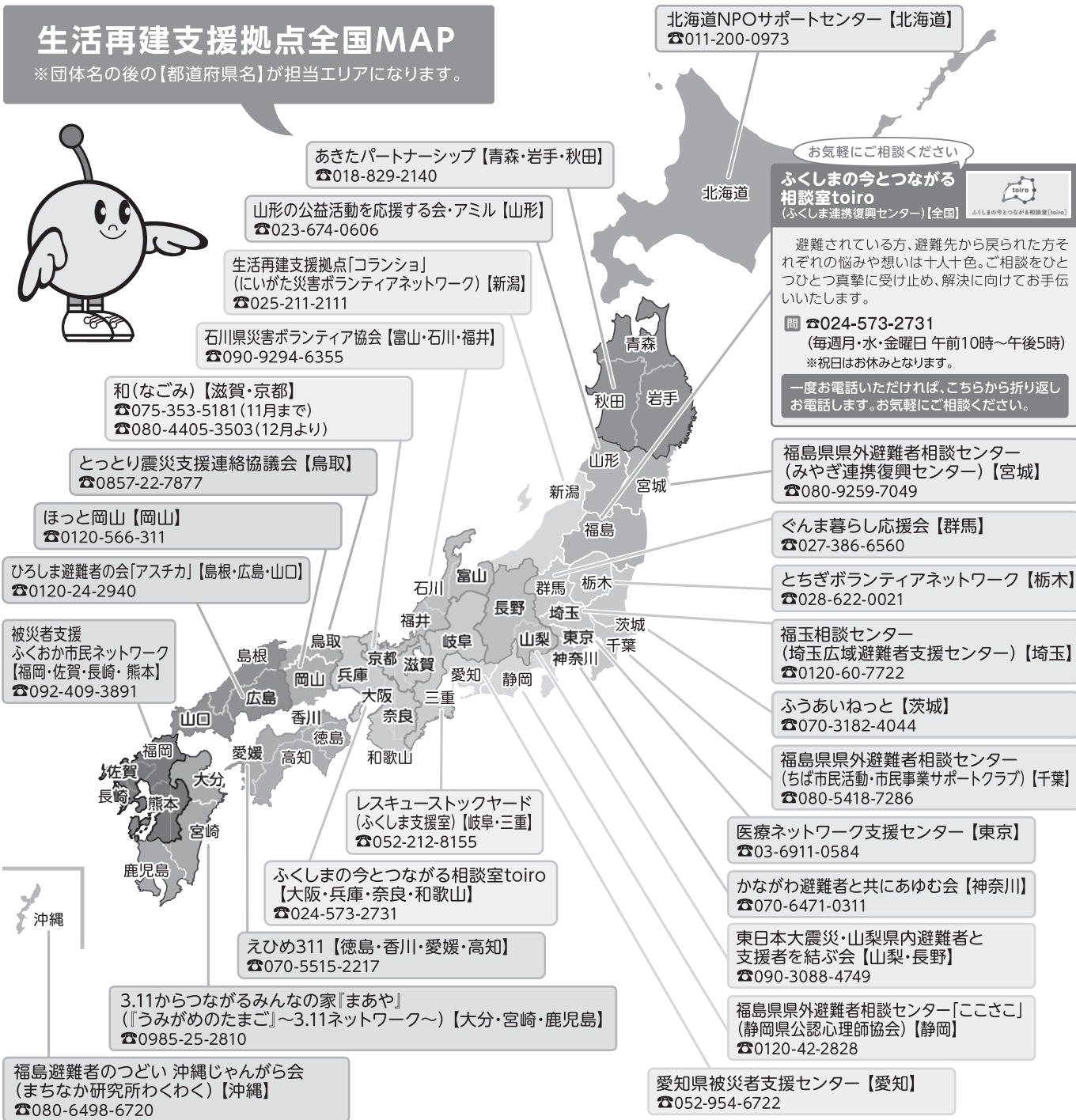
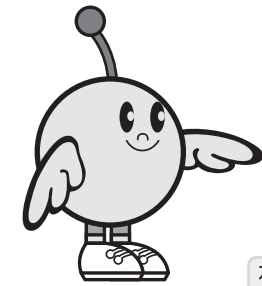
福島県では、全国26カ所に生活再建支援拠点を設置し、電話やメール、対面による相談対応や交流会の開催などを通じ、避難されている方々の抱える悩みや課題の解決に向けて支援に取り組んでいます。

各生活再建支援拠点では、それぞれの地域における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、消毒設備の設置や換気、「三密」の排除など新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、安心して相談いただけるよう努めておりますので、お気軽にご連絡ください。

生活再建に向けた相談窓口 全国26カ所に「生活再建支援拠点」を設置しています！

生活再建支援拠点全国MAP

※団体名の後の【都道府県名】が担当エリアになります。



生活再建支援拠点の詳細についてはこちらを検索 [ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点](https://f-renpuku.org/support-base/) 検索

各拠点を担当する団体にお話を伺いました！

全国に設置されている生活再建支援拠点から青森・岩手・秋田、島根・広島・山口を担当する2団体をご紹介します。

青森・岩手・秋田 NPO法人あきたパートナーシップ

私たちは、青森県、岩手県、秋田県に避難されている皆さまを対象とした相談室で、広いエリアを担当しておりますが、それぞれのお悩みや相談に対して、親身に寄り添いながら、専門機関等と連携し、解決までのお手伝いをさせていただきます。毎週月～金曜日の午前10時から午後6時まで受け付けています(☎018-829-2140)。また、避難されている方や地域の方々がつながれるような交流会も開催しておりますので、お気軽にご連絡ください。



職員の声 人と人とのつながりを大切にしながら、皆さまがそれぞれの地域で安心して暮らしていただけるよう一緒に考えていきましょう！(相談員 畠山順子)

島根・広島・山口 ひろしま避難者の会「アスチカ」

私たちは広島に避難した当事者が運営している会です。「避難先で同じ経験をした方々が、つながりを持ち、明日に進む力を育みながら生活を落ち着かせて、次のステップに進んでいけるためのお手伝いをすること」を大切にしてきました。皆さんの胸の中に残している問題はありますか？話すことで前に進むことができることもありますよ！！私たちが一緒にお手伝いいたします。

開所(相談対応)は、月・火(第3のみ)・水・金・土曜日、午前10時～午後4時(祝日休み)、臨時休業あり、☎0120-24-2940。 ※交流の場もご用意しています。

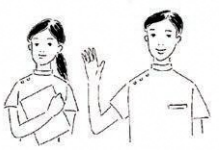


職員の声 相談がなくても、まったり過ごだけでも大歓迎！！ ※情報の閲覧や書籍の貸し出しなどもあります。(相談員 三浦綾)

心の相談支援 避難者のための心のケア事業を紹介します

県外避難者のための心のケア訪問

福島県外に避難されている方へ向けた心のケア訪問事業を実施しています。体や心の不調、避難生活の悩みがありましたら看護師などがお宅を訪問し、心身の健康についてお話を伺います。まずはお気軽にご相談ください。



訪問受付(委託先) 一般社団法人 日本精神科看護協会 ☎0120-357-257 (平日:午前8時～午後5時)

問 福島県障がい福祉課 ☎024-521-8204

被災者相談ダイヤル「ふくこライン」

悩みを抱えている方や、その支援をされている方からのご相談を県内・県外問わずお受けしています。

問 福島県心のケアセンター (一般社団法人 福島県精神保健福祉協会) ☎0120-783-295 (平日:午前9時～正午、午後1時～午後5時)

福島県外で戸別訪問などを通し、見守り、相談支援を行っています

福島県では、避難されている世帯へ戸別訪問を行い、お困りごとなどをお聞きし、相談対応等を行う復興支援員を関東各都県、山形県、新潟県に配置しています。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、戸別訪問だけでなく、電話やメールによる相談対応も可能です。ぜひお気軽にご連絡ください。

復興支援員の配置先		
山形県	山形県社会福祉協議会	023-626-1622
茨城県	茨城県社会福祉協議会	029-241-1138
栃木県	とちぎボランティアネットワーク	028-622-0021
群馬県	ぐんま暮らし応援会	027-333-1635
埼玉県	福島県復興支援員埼玉事務所	048-814-1111
千葉県	千葉県社会福祉協議会	043-241-5152
東京都	東京都公認心理師協会/東京社会福祉士会	024-523-4157 (福島県避難者支援課)
神奈川県	神奈川県臨床心理士会	045-716-6463
新潟県	新潟県社会福祉士会	025-281-5502

福島県内において避難者への見守り・相談支援を実施しています

福島県内22市町村社会福祉協議会に生活支援相談員を配置して、借り上げ住宅や復興公営住宅等に住民の方を訪問し、孤立防止のための見守り活動やさまざまな相談を受け関係機関につなぐなど、生活の自立に向けた支援を行っています。

震災から9年半が経過し、避難生活が長期化する中、コロナ禍による一層の健康不安や生活再建への不安などを要因として、孤立化、うつ傾向などが懸念されます。お困りの方は、最寄りの社会福祉協議会にご相談ください。



問 福島県社会福祉課 ☎024-521-7322



双葉町産業交流センターオープンのお知らせ

双葉町産業交流センターが10月1日にオープンしました。
9月20日にオープンした福島県の東日本大震災・原子力災害伝承館に隣接しています。
貸事務所のほかフードコート・レストラン・畳敷きの休憩室・展望台などがあり、一時帰宅する方々や就労者・来訪者の皆さまをサポートする「中野地区復興産業拠点」の中核施設です。
ぜひお気軽にお立ち寄りください。

- 所在地** 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1
- 開館時間** 午前9時～午後6時
- 休館日** 年末年始（12月29日～1月3日）
JR双葉駅からシャトルバス運行中！
- 問** 双葉町産業交流センター ☎0240-23-7212



今後福島県で働く予定の方の奨学金返還を支援します (令和2年度第2期学生枠募集)

今後福島県で働きたい学生の方の奨学金返還を県が支援します。対象は令和4年3月卒業(修了)予定の方です。
大学生の場合、支援金額は最大153万円。令和3年2月10日(水)まで応募受付中です。詳細はQRコードからご確認ください。
問 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290



不動産取得税の軽減措置 (被災代替不動産、三世同居・近居住宅)について

東日本大震災により被災した不動産の所有者が、それらに代わるものを令和3年3月31日までに取得した場合及び原子力災害により被災した不動産の所有者が、それらに代わるものを避難指示解除から4年以内に福島県内に取得した場合、取得した不動産に係る不動産取得税が軽減されます。

また、子育て支援策の一環として、18歳未満の方を含む三世以上の方が同居または近居する住宅を令和7年3月31日までに福島県内に取得した場合、取得した住宅に係る不動産取得税が2分の1に軽減されます。
詳しくは、右記までお問い合わせください。

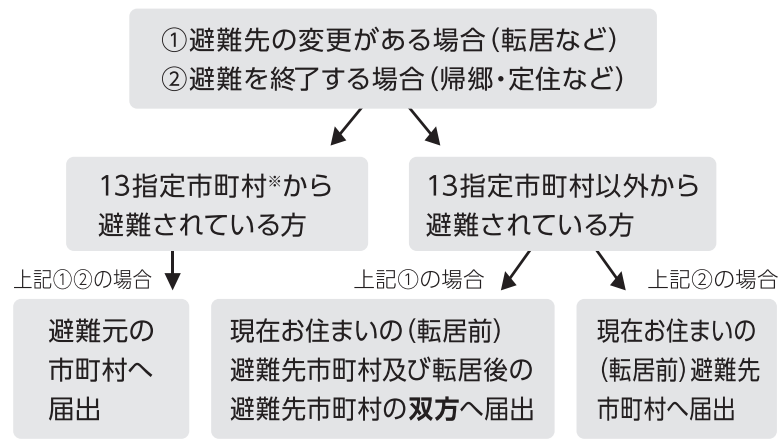
問い合わせ先	電話番号
県北地方振興局	024-521-2694
県中地方振興局	024-935-1254
県南地方振興局	0248-23-1517
会津地方振興局	0242-29-5254
南会津地方振興局	0241-62-5214
相双地方振興局	0244-26-1125
いわき地方振興局	0246-24-6033
福島県庁 税務課	024-521-7068



避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からののお知らせを着実に届けるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、榑葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村



小児健康診査を実施しています

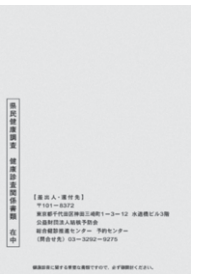
福島県立医科大学では、福島県から委託を受け、県民健康調査「小児健康診査」を次のとおり実施しています。
対象の方へは受診案内書類を発送しておりますので、お手元の書類内容をご確認ください。



- 対象者** 平成23年時指定の避難区域等(13市町村)に
令和2年4月1日現在、住民票のある
平成17年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた方等
- 受診期間** 県内: 令和2年7月～12月31日(※各医療機関の開院日まで)
県外: 令和2年8月～令和3年1月29日
(※申込受付は、令和2年12月25日まで)
- 医療機関** 小児健康診査指定医療機関
(封筒に医療機関一覧を同封しています)
- 健診費用** 無料
- 問** 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
☎024-549-5130 (平日午前9時～午後5時)



県内版



県外版

対象の方へは、県内医療機関での受診のご案内(ピンク色の封筒)を発送しています。なお、県外に避難されている方には、そのほかに、県外医療機関での受診のご案内(水色の封筒)を7月上旬に発送しています。



福島県 原子力損害賠償に関する個別相談のご案内

福島県では、東京電力への原子力損害賠償の請求手続きについて、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による個別相談を実施しています。お申し込みは、下記の窓口までご連絡ください。
相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

弁護士による法律相談

相談できる内容

原子力損害賠償請求手続きに関する
不明な点やお困りの点 等

相談時間

30分(午後1時30分～午後3時45分の間に実施)

実施日

希望日(土日祝日を除く)を伺い、調整した上で実施します。
※日程の調整には、おおむね2週間程度時間をいただきます。

実施会場

原則として次の中からお選びください。

福島市・郡山市・会津若松市・白河市・相馬市・南相馬市・いわき市

不動産鑑定士による相談

相談できる内容

宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法、
「現地評価」を選択するか迷っている 等

※不動産鑑定士が、評価額を算定したり、
賠償額を示したりするものではありません。

対象となる方

東京電力から「宅地・建物・借地権賠償金
ご請求書②」が届いている方

相談時間

30分(午後1時～午後4時30分の間に実施)

実施日

希望日(土日祝日を除く)を伺い、調整した上で実施します。
※日程の調整には、おおむね2週間程度時間をいただきます。

実施会場

原則として次の中からお選びください。

福島市・郡山市・会津若松市・南相馬市・いわき市

持参書類

必須 東京電力から送付される
「賠償金ご請求書②」一式

できるだけ家屋の写真、建築図面、
工事請負書等もお持ちください。

個別相談の 事前予約受付

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口
☎024-521-8216 (受付時間: 平日午前8時30分～午後5時15分)

弁護士による電話法律相談

上記問い合わせ窓口で、毎週水曜日(祝日を除く)の午後1時～午後5時に実施しています。

不明な点などは
お気軽に
お問い合わせ
ください。

